

建設労働問題概要 〈問題提起〉

市村昌利 特定非営利法人建設政策研究所専務理事・
駒澤大学講師

《報告要旨》

はじめに

建設業は業務の性質上、労働災害の多い産業である。死傷災害(死亡災害及び休業4日以上)は、「製造業」、「陸上貨物運送事業」に次いで多く、死亡災害は年間223人と全産業のうち最も多くなっており、全産業の約3割を占める(令和5年)。「運輸業、郵便業」や「医療、福祉」などの業種に比べると少ないものの、過労死も発生している。東京オリンピック開催に向けて建設が進められていた新国立競技場建設現場で20代の従事者が過労自殺したことは記憶に新しい。

過労死防止対策としては、長時間労働の削減に向けた取り組みやメンタルヘルス対策、ハラスメント防止対策などが進められているが、建設業における長時間労働には産業特有の構造的な課題がある。そこで、本報告では、過労死や労災の実態を確認した上で、その要因を整理し、建設業特有の課題について検討する。

1. 建設業における過労死(労働災害)の実態

令和4年度「過労死等の労災補償状況」をみると、「建設業」の脳・心臓疾患の業種別請求件数は93件で、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「サービス業(他に分類されないもの)」に次いで4番目に多い。また、決定件数は69件で、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」に次いで3番目に多い。同様に精神障害では、「医療、福祉」が最も多いが、「建設業」は、請求件数が158件(業種別では7番目に多い)、決定件数が98件(同7番目)となっている。建設業は、「運輸業、郵便業」や「医療、福祉」などの業種に比べると少ないものの、一定数が「過労死等の労災補償」を受けている。

報告にあたり、まず、各種資料・文献から建設業における過労死、労働災害の実態について概観する。

2. 長時間労働の要因・背景・構造的な課題

過労死等事案に関連する先行研究では、長時間労働や労災の多発、発注者(元請などを含む)との関係性、対人関係などの負荷が要因として指摘されている。特に、過労死防止の観点からは、労働時間の適切な管理や健康・精神面の支援などの対策が適切に実施されていたかが重要な課題となるが、本報告では、過労死を誘発する長時間労働がなぜ発生するのかに焦点をあて、建設業の抱える構造的な課題を明らかにする。具体的な検討項目としては、働き方の実態(長時間労働、休日)、人手不足、工期などの課題に着目して整理を行う。

3. 建設業の働き方改革と担い手確保策の動向

東日本大震災からの復旧、復興事業などを契機として、長年減少が続いてきた建設投資が増加に転じる中で、建設産業では将来の担い手不足が懸念されるようになった。担い手確保に向けては、賃金や単価の引き上げ、長時間労働の是正に向けた週休2日の取り組みなど、処遇改善に向けた取り組みが進められてきている。担い手確保に向けては関連法がこの10年間で3度にわたって改正され、国だけでなく、業界団体、労働組合など、一丸となって取り組まれている。

こうした諸施策の目的は、過労死防止を直接の目的とするものではないが、労働時間の削減に向けた取り組みを含んでおり、一定の効果を有すると考えられる。各種取り組みによって、一定の成果が確認されているが、実態面では必ずしも十分ではないのが現状だ。そこで、政策動向、業界の取り組みなどを踏まえて、過労死防止の観点を中心として、建設業の抱える課題を検討し、今後の方向性を考える。

[2024-07-12 版]